

## 行動計画策定

社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年12月1日～令和10年11月30日までの7年間

2 目標と取り組み内容・実施期間

〈目標〉年次有給休暇の取得率60%以下の社員をゼロにする。

〈対策〉

- ・令和3年12月～ 年次有給休暇の個人別取得状況を把握する。
- ・令和4年6月～ 取得状況を踏まえ、取得を阻害する課題や問題点を洗い出す。
- ・令和5年1月～ 目標達成に向けた対策を立案し、計画的取得を促進するために社内広報を実施する。
- ・令和6年1月～ 有給取得状況を定期的に確認し、取得率の低い場合は、上司から有給休暇取得を勧めるとともに、上司主導で社内全体の業務の配分について見直しを実施する。
- ・令和7年1月～ 有給休暇の取得状況を把握し、社内広報を通じ、取得促進を図る。
- ・令和8年1月～ 再度有給休暇の取得状況を把握し、社内広報を通じ、取得促進を図る。

〈目標2〉育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

〈対策〉

- ・令和6年7月～ 育児介護休業規定の整備。
- ・令和6年7月～ 規定に関する事項についての周知。

〈目標3〉将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを配布し、制度の周知を図る。

〈対策〉

- ・令和6年7月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- ・令和6年10月～ 制度に関するパンフレットの配布、ポスター掲示などによる全従業員への周知を図る
- ・令和7年4月～ 従業員に再度周知を図る